

# **えひめ発の分権改革提言 (別冊)提案内容個別シート**

**平成23年7月  
愛媛県地域主権改革  
プロジェクトチーム**

# 提案内容個別シート目次

## 分権改革を前進させるための現場起点の提言

1	住民本位の社会保障サービスの確立	
(1)	広域自治体たる県が運営主体となる地域医療保険制度の 再構築	1
(2)	持続可能な保健福祉サービスの確立に向けた制度見直し	7
(3)	社会保障を支える地方の安定財源の確保	13
2	地域の“底力”が発揮できる産業振興の推進	
(1)	中小企業支援施策等における二重行政の見直し等	15
(2)	農林水産業の振興を図るための国の関与・規制の見直し	19
3	豊かな自然を活かした県土づくりの推進	
(1)	土地・河川の主体的利用のための国の関与・規制の 見直し等	24
(2)	まちづくり・地域づくりの支障となる国の関与・規制の 見直し	30
(3)	過疎地再生を主体的・機動的に進めるための国の関与の 見直し	33
4	分権の理念にかなう地域自主戦略交付金の制度設計	34
5	その他	
	【適切な財源措置】	39
	【地方を主体とした国との役割分担の見直し】	42
	【行政コストの縮減】	46

## **1 住民本位の社会保障サービスの確立**

## 提案内容個別シート

### 1 住民本位の社会保障サービスの確立

#### (1) 広域自治体たる県が運営主体となる地域医療保険制度の再構築

提言本文掲載ページ

P 5

**広域自治体の責任において、愛媛県は新たな地域医療保険制度の運営主体を担う覚悟。国は恒久的な財源確保等の条件整備を**

○以下の事項を前提条件に、広域自治体の責任において、愛媛県は新たな地域医療保険制度の運営主体を担う覚悟

提言内容	<p>以下の事項を前提条件に、広域自治体の責任において、愛媛県は<b>新たな地域医療保険制度の運営主体を担う覚悟</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国民的な合意の下での改革の実現（十分な議論と国民の多くの理解、万全の準備）</li><li>・国の財政責任の明確化</li><li>・現行制度の構造的問題の解決</li><li>・保険財政の安定化と恒久的な財源の確保</li><li>・制度移行に伴い発生する経費の全額国費負担</li><li>・市町村と都道府県における「責任と負担の共有」</li></ul>
具体的な支障事例	<p>市町村国保制度は、加入者の高齢化により、医療費が増大する中で、低所得者の増加により十分な保険料収入が確保できないなどの構造的な問題を抱えているため、<b>財政状況が極めて深刻な状況にある。</b></p> <p><b>【国保財政の現状】</b> 平成21年度の市町村国保（全国）の実質赤字は3240億円で、一般会計からの法定外繰入も2628億円におよび、赤字額は前年度比で245億円拡大。単年度收支ベースで赤字を計上したのは、全国の53%の市町村。</p> <p><b>【国保の構造的課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 年齢構成が高く、医療費水準が高い</li><li>(2) 所得水準が低い</li><li>(3) 保険料負担が重い</li><li>(4) 保険料収納率の低下</li><li>(5) 小規模保険者の存在</li><li>(6) 市町村間で保険料などの格差</li><li>(7) 一般会計繰入・繰上充用が恒常化し、市町村財政を圧迫</li></ul>
実現により得られる効果、メリット	<p><b>国民健康保険制度の安定的な運営の確保</b>が図れる。 <b>保険料負担の平準化</b>が図れる。 <b>ただし、単に都道府県単位に集約するだけでは、構造的問題は解決しない。</b></p>

## 提案内容個別シート

### 1 住民本位の社会保障サービスの確立

#### (1) 広域自治体たる県が運営主体となる地域医療保険制度の再構築

提言本文掲載ページ

P 5

#### 地域の実情に応じた医療を確保するための国の関与の廃止と診療報酬制度等の見直し

○地域のニーズに応じた病床整備を可能とするための、国の画一的な関与の見直し及び医療費助成等における地方負担の是正

提言内容	<ol style="list-style-type: none"><li>1 <u>基準病床数算定における都道府県独自加減算方式を導入すること。</u></li><li>2 <u>特例病床許可に係る厚生労働大臣同意を廃止すること。</u></li></ol>
具体的な支障事例	<p>(1) 基準病床数は全国一律の算定方式で定められており、基準病床数を超える地域では、特殊な病床に該当する場合も、厚生労働大臣の同意を得るまでに<u>相当の期間を要し、地域に必要な病床の適時適切な整備に支障をきたしている</u>。また、基準病床超過を理由に、<u>高度ながん医療を提供する病床や緩和ケアなど地域に必要な病床が、整備困難</u>となっている。</p> <p>(2) 特例病床の許可に係る厚生労働大臣の同意審査は、<u>基準が不明瞭で、長期間を要する</u>ため、地域実情に即した<u>臨機応変な対応が困難</u>である。</p>
実現により得られる効果、メリット	<p>① がん、緩和ケアなど地域医療のニーズに応じた病床を整備することが可能になり、<u>地域住民の生命と安心を確保することができる</u>。</p> <p>② 知事の判断で地域事情に即した<u>臨機応変な対応が可能</u>になる。</p>

## 提案内容個別シート

### 1 住民本位の社会保障サービスの確立

#### (1) 広域自治体たる県が運営主体となる地域医療保険制度の再構築

提言本文掲載ページ

P 5

#### **地域の実情に応じた医療を確保するための国の関与の廃止と診療報酬制度等の見直し**

- 地域のニーズに応じた病床整備を可能とするための、国の画一的な関与の見直し及び医療費助成等における地方負担のは是正

提言内容	<p><b>肝炎治療特別促進事業、特定疾患治療研究事業を法制度化</b>するとともに、<u>地方負担のは是正</u>を図ること。</p>												
具体的な支障事例	<p>制度枠組みや運用は国が一方的に決定しており、また、事業費が十分に確保されていないため、<b>都道府県は過大な負担</b>を強いられている。</p> <p>(肝炎治療特別促進事業)</p> <p>○薬害C型肝炎訴訟や予防接種によるB型肝炎訴訟が契機となって創設されたもので、訴訟の対象や事件の原因は国とされている。本来、<u>国が責任で実施すべき</u>であるにもかかわらず制度の枠組みや運用については、国が一方的に決定した上で、国の要綱により都道府県が事業の実施主体とされている。</p> <p>また、毎年度助成の対象となる治療法が拡大されること等から、県の負担額は、事業開始(平成20年度)から、大幅に増加している。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>H20年度</td> <td>134,787千円 (国2分の1、県2分の1)</td> </tr> <tr> <td>H21年度</td> <td>211,871千円 ( " )</td> </tr> <tr> <td>H22年度</td> <td>251,816千円 ( " )</td> </tr> </table> <p>(特定疾患治療研究事業)</p> <p>○国は2分の1を補助することとなっているが、十分な予算の確保がされておらず、<b>県の超過負担</b>となっている。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>H20年度 国の交付率60.0%</td> <td>県の超過負担 235,059千円</td> </tr> <tr> <td>H21年度 国の交付率53.4%</td> <td>県の超過負担 284,768千円</td> </tr> <tr> <td>H22年度 国の交付率50.3%</td> <td>県の超過負担 310,005千円</td> </tr> </table>	H20年度	134,787千円 (国2分の1、県2分の1)	H21年度	211,871千円 ( " )	H22年度	251,816千円 ( " )	H20年度 国の交付率60.0%	県の超過負担 235,059千円	H21年度 国の交付率53.4%	県の超過負担 284,768千円	H22年度 国の交付率50.3%	県の超過負担 310,005千円
H20年度	134,787千円 (国2分の1、県2分の1)												
H21年度	211,871千円 ( " )												
H22年度	251,816千円 ( " )												
H20年度 国の交付率60.0%	県の超過負担 235,059千円												
H21年度 国の交付率53.4%	県の超過負担 284,768千円												
H22年度 国の交付率50.3%	県の超過負担 310,005千円												
実現により得られる効果、メリット	<p>責任に応じた<b>明確な役割分担に基づく事業実施</b>と<b>地方の超過負担等を是正</b>することができる。</p>												

## 提案内容個別シート

### 1 住民本位の社会保障サービスの確立

#### (1) 広域自治体たる県が運営主体となる地域医療保険制度の再構築

提言本文掲載ページ

P 5

#### 地域の実情に応じた医療を確保するための国の関与の廃止と診療報酬制度等の見直し

○地域のニーズに応じた病床整備を可能とするための、国の画一的な関与の見直し及び医療費助成等における地方負担の是正

提言内容	<p>都道府県が備蓄する<u>抗インフルエンザウイルス薬（タミフル等）の使用規制を見直すこと。</u> また、<u>今後新型インフルエンザ対策として行う備蓄は、国の責任と負担において行うこと。</u></p>
具体的な支障事例	<p>新型インフルエンザ対策行動計画に基づく<u>目的以外での使用・譲渡の制限</u>があり、計画に基づく使用がない場合、<u>有効期限到来により大量廃棄せざるを得ない。</u> 国の備蓄量の約半分は都道府県が備蓄することとされているが、備蓄は国家的対策であり、地方が分担する理由はなく、<u>地方財政によって備蓄状況に差違が生じるなどの問題がある。</u></p>
実現により得られる効果、メリット	<p>備蓄薬剤の有効活用が図られ、<u>財政負担の軽減</u>につながる。 新型インフルエンザ対策における<u>国と地方の役割分担が明確</u>となり、<u>対策の円滑な実施</u>につながる。</p>

## 提案内容個別シート

### 1 住民本位の社会保障サービスの確立

#### (1) 広域自治体たる県が運営主体となる地域医療保険制度の再構築

提言本文掲載ページ

P 5

#### 地域の実情に応じた医療を確保するための国の関与の廃止と診療報酬制度等の見直し

○救急医療など地域の医療を守るための診療報酬制度等の見直し

提言内容	地方の <u>二次救急医療施設の地域事情に見合った診療報酬点数の評価</u> を行うこと。
具体的な支障事例	離島の入院医療の応需体制確保のための離島加算や都市部の物価等を踏まえた地域加算がある一方で、これらの加算に該当する地域にはないが、約240km <sup>2</sup> の広範囲の地域に唯一の二次救急医療施設として365日24時間の応需体制を確保し、地域医療を支えている病院があっても、 <u>二次救急医療の応需体制確保のための基本料の加算等の評価がない</u> ことから、 <u>病院経営圧迫</u> の一因となっている。
実現により得られる効果、メリット	<u>二次救急医療施設の応需体制の維持、地域医療の維持・確保</u> を図ることができる。

## 提案内容個別シート

### 1 住民本位の社会保障サービスの確立

#### (1) 広域自治体たる県が運営主体となる地域医療保険制度の再構築

提言本文掲載ページ

P 5

#### 地域の実情に応じた医療を確保するための国の関与の廃止と診療報酬制度等の見直し

- 救急医療など地域の医療を守るために診療報酬制度等の見直し

提言内容	<p><b>自治体病院経営の義務的経費（職員共済追加費用等）の全額交付税措置及び全額繰入を行うこと。</b></p>
具体的な支障事例	<p>病院事業に係る<b>共済追加費用</b>については、一般会計から一部の繰り出しを受けているが、<b>病院事業会計においてなお多額の負担</b>をしている。民間医療機関等にはない制度である一方、診療報酬に料金の転嫁もできないため、<b>経営に与える影響が大きい。</b></p>
実現により得られる効果、メリット	<p><b>病院事業の経営健全化、医療サービスの向上</b>を図ることができる。</p>

## 提案内容個別シート

### 1 住民本位の社会保障サービスの確立

#### (2) 持続可能な保健福祉サービスの確立に向けた制度見直し

提言本文掲載ページ

P 6

#### 被保護者の自立・就労を促進するとともに現場の実態に即した生活保護制度への見直し

##### ○被保護者の自立・就労をより促進するための見直し

提言内容	<p>1 <b>医療扶助への自己負担を導入すること。</b></p> <p>2 <b>生活保護の有期認定制度を導入すること。</b> (就労意欲減退の防止目的であり、期間延長策や再認定事務の簡素化も同時に図る)</p>
具体的な支障事例	<p>(1) 保護受給者が漫然と受診する事例や、医療機関の頻繁な変更、頻回受診や重複受診といった事例が多く見られ、健康管理上問題があるほか、<b>医療扶助費の増加要因</b>にもなっている。</p> <p>また、自己負担がない保護受給者に、自己中心的な受診行為が散見されれば、一般国民の理解を得られず、制度に対する信頼を揺るがす恐れがある。</p> <p>(2) 生活保護受給後の未就労期間の長期化により、<b>就労意欲の減退や受給期間の長期化</b>が懸念される。</p>
実現により得られる効果、メリット	<p>① 自覚を持った<b>健康管理を助長</b>とともに、<b>医療扶助の適正化、医療扶助費の削減</b>を図ることができる。</p> <p>② <b>短期間での自立</b>が期待できる。</p>

## 提案内容個別シート

### 1 住民本位の社会保障サービスの確立

#### (2) 持続可能な保健福祉サービスの確立に向けた制度見直し

提言本文掲載ページ

P 6

#### **被保護者の自立・就労を促進するとともに現場の実態に即した生活保護制度への見直し**

##### ○現場の実態に即した制度の見直し

提言内容	<p>1 グループホーム入居者の生活扶助費を見直すこと。 施設入所者等と同様の基準による<u>手持金累積時の加算計上停止、保護の停止又は廃止等</u>を措置</p> <p>2 生活扶助基準における級地区分を見直すこと。 基準の全国差縮小、<u>実態に即した級地区分</u>の全面見直し</p> <p>3 <u>夏季加算又は夏季一時扶助を創設</u>すること。</p> <p>4 <u>生活保護現業員（ケースワーカー）への再任用職員</u>（短時間勤務職員）の配置を認めること。</p>
具体的な支障事例	<p>(1) 施設入所者等は居宅基準と異なる基準額の設定があり、手持金累積時には加算等の計上停止、保護の停止又は廃止等の措置が取られるが、<u>グループホーム入居者には居宅基準が適用され、合理的な目的のない手持金が累積する</u>事例がある。</p> <p>(2) 地域区分による<u>基準の差が消費者物価指数の差を超えており</u>、基準の低い地域では不公平感が強く、特に<u>都市部との不公平感</u>が大きい。</p> <p>(3) 平成22年夏の<u>猛暑に際し、電気料の節約から冷房等の使用を控え、特に高齢者において、健康の悪化や熱中症による死亡</u>などの事例が多発した。</p> <p>(4) 県は職員削減を進める中、増大する業務への対応に努力しているが、<u>法令等の根拠はないにも関わらず、生活保護現業員として再任用職員の配置を国は認めていない</u>。</p>
実現により得られる効果、メリット	<p>① <u>不公平感の解消や合理的な目的のない手持金累積を回避</u>することができる。</p> <p>② <u>保護受給者の不公平感解消と国民から制度の信頼を得る</u>ことができる。</p> <p>③ <u>保護受給者が安心した生活を確保</u>することができる。</p> <p>④ 状況に応じた<u>職員の効率的な配置と人件費削減</u>が可能となる。</p>

## 提案内容個別シート

### 1 住民本位の社会保障サービスの確立

#### (2) 持続可能な保健福祉サービスの確立に向けた制度見直し

提言本文掲載ページ

P 6

#### 被保護者の自立・就労を促進するとともに現場の実態に即した生活保護制度への見直し

○町村への権限移譲促進のための地方交付税措置の見直し

提言内容	福祉事務所設置町村には、市と同様に <u>普通交付税による安定的な地方交付税措置</u> を行うこと。
具体的な支障事例	福祉事務所の運営費が経常的経費であることから、本来、普通交付税で措置されるべきであるが、特別交付税（12月分）として県・町村間で調整する扱いとなるため、普通交付税に比べて <u>安定性に欠け、福祉事務所設置による財政負担の見通しが立てられない</u> 。
実現により得られる効果、メリット	<u>基礎自治体による、より身近で住民の立場を重視した、きめ細かなサービス提供</u> が期待できる。

## 提案内容個別シート

### 1 住民本位の社会保障サービスの確立

#### (2) 持続可能な保健福祉サービスの確立に向けた制度見直し

提言本文掲載ページ

P 6

#### **地方の自主性・自立性が発揮できる介護保険・国民健康保険制度への見直し**

○介護保険制度を実際に運用している地方の実情に応じ、地方の自主性・自立性が発揮できるよう以下のとおり見直す。

提言内容	<p>1 <u>制度適用の基準や運用の変更は、国の方針によるではなく、地方の意見を踏まえ、省令や告示で規定すること。</u></p> <p>2 <u>事前協議や準備期間もない地方への事業執行の押し付けや事業内容変更を厳禁すること。</u></p> <p>3 介護保険事業者に対する介護保険法及び老人福祉法による<u>二重規制の解消のための法規制の見直し及び市町村への権限移譲</u>を行うこと。</p>
具体的な支障事例	<p>(1) 一部ユニット型特別養護老人ホームの介護給付費算定基準について、法令等に定めがないにも関わらず、国が局長通知を根拠に法令適用に条件をつけたため、<u>地方公共団体において給付費の返還を求められたり、地方公共団体のミスととらえられる事例</u>があった。</p> <p>(2) 国は都道府県に、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業や介護職員処遇改善等臨時特例基金事業にかかる<u>事務を事前協議もないまま一方的に押し付け、都道府県やサービス業者に混乱を招いた。</u></p> <p>(3) 特別養護老人ホーム等の事業所に係る事務において、老人福祉法の認可や届出については中核市、介護保険法の指定・指導監督は主に都道府県の権限であり、<u>監督官庁が異なることによる二重の法的規制</u>が行われている。 また、市町村には権限がないため、事情に応じて、居宅サービス事業者の指定を拒否できないなど、<u>保険者の主体的な制度運営ができない状況</u>にある。</p>
実現により得られる効果、メリット	<p>① <u>地方の現場における混乱を防止し、地方の実情に応じた事業実施が可能となる。</u></p> <p>② <u>地方の現場における混乱を防止し、地方の実情に応じた事業実施が可能となる。</u></p> <p>③ 都道府県と中核市の<u>二重行政や同一施設に対する二重規制の廃止</u>に繋がり、<u>市町村の主体的な判断</u>により、指定の拒否を含め、事業者の指定、指導を行うことが可能となる。</p>

## 提案内容個別シート

### 1 住民本位の社会保障サービスの確立

#### (2) 持続可能な保健福祉サービスの確立に向けた制度見直し

提言本文掲載ページ

P 6

#### **地方の自主性・自立性が発揮できる介護保険・国民健康保険制度への見直し**

○市町村国民健康保険に対する国のインセンティブ及びペナルティは、地方の実情に応じ、地方の意欲を引き出すものとなるよう以下のとおり見直す。

提言内容	<p>1 国が市町村に交付する特別調整交付金（経営姿勢良好分）は、インセンティブが有効に働くよう<u>都道府県が市町村の実態を踏まえ配分する方式</u>に見直すこと。</p> <p>2 全国一律のセーフティネットである<u>地方単独医療費助成事業に対するペナルティ</u>（負担金・交付金の減額措置）を廃止すること。</p>
具体的な支障事例	<p>(1) 一部の市町村にしか交付されないことから、国は経営姿勢良好分を期待した予算計上をしないよう求めているが、交付額が大きいこともあり、現実には<u>交付の有無が市町村国保財政に大きく影響</u>を及ぼしている。</p> <p>また、交付額は原則として被保険者数を基準に算定されるが、過去2年間に交付実績のある場合は被保険者数が減少しても直近の交付額とほぼ同程度の額が確保される仕組みになっており、市町村の国保への経営姿勢に対する<u>十分なインセンティブが働いていない</u>と考えられる。</p> <p>(2) <u>地方単独事業で窓口負担に対し現物給付で助成を行っている場合、法令に基づき一定割合が減額</u>され、本県でも数億円が減額されている。</p> <p>減額を避けるため、他県の市町村では療養費払い（窓口負担金の還付）をしているところもあるが、その場合は還付事務等の負担が生じるとともに、住民は一時的に窓口で全額を支払わなければならない。</p>
実現により得られる効果、メリット	<p>① 特別調整交付金（経営姿勢良好分）の規模縮小又は廃止により生じる財源を保健事業等の実経費に対する支援上乗せや今まで未着手の分野への支援に活用することにより、<u>支援の効率化</u>につながる。</p> <p>② 市町村国保の収入増となり、<u>保険財政の安定化</u>につながる。</p>

## 提案内容個別シート

### 1 住民本位の社会保障サービスの確立

#### (2) 持続可能な保健福祉サービスの確立に向けた制度見直し

提言本文掲載ページ

P 6

#### **地域の実情に即した社会福祉施設の規制緩和**

○地域の実情に即した社会福祉施設の設置・運営が可能となるよう、以下のとおり画一的施設基準等を緩和する。

提言内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <b>家庭的保育事業における面積基準等を「参酌すべき基準」とすること。</b></li> <li>2 <b>児童福祉施設最低基準を「参酌すべき基準」とすること。</b></li> <li>3 <b>指定障害者支援施設等の設備・運営基準等を「参酌すべき基準」とすること。</b></li> <li>4 <b>地域小規模児童養護施設の設置要件を緩和すること。</b></li> </ol>
具体的な支障事例	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 家庭的保育を実施する場所は、家庭的保育者の家庭事情によって異なるため、<b>面積の一律規定により、家庭的保育ができる者が限定され、家庭的保育者の増加を阻む原因の1つ</b>となっている。</li> <li>(2) 児童の年齢などの状況に応じた職員配置基準や地域の実情を踏まえた面積基準の設定などについて、<b>地方が主体的に決定できない</b>。年度途中の入所に伴う人数増により、教室の確保・変更といった<b>重大な負担を保育所に強い</b>こととなっている。</li> <li>(3) 全国一律の基準で統一され、<b>地域の実情やニーズに応じた基準が策定できない</b>。</li> <li>(4) 国通知に基づく本体施設からの支援、距離的な<b>要件により、事業者が設置を断念した事例があり、小規模施設の設置数が伸び悩んで</b>いる。</li> </ol>
実現により得られる効果、メリット	<ol style="list-style-type: none"> <li>① <b>より地域のニーズにあった多様な保育サービスの提供が可能となり、待機児童解消及び就労機会の拡大につながる。</b></li> <li>② 保育所における児童処遇や待機児童の解消など、<b>地域の実情に応じた保育施策</b>の展開が可能となる。</li> <li>③ 地域の実情やニーズに応じた基準を策定することにより、<b>住民が真に必要とするサービス</b>を提供することができる。</li> <li>④ これまで設置を断念していた地域、場所において小規模施設を設置することができ、より<b>広範囲において児童養護に資する</b>ことが可能となる。</li> </ol>

## 提案内容個別シート

### 1 住民本位の社会保障サービスの確立 (3) 社会保障を支える地方の安定財源の確保

提言本文掲載ページ

P 7

#### 消費税・地方消費税の引き上げを含む税制の抜本改革の早期実現

##### ○消費税・地方消費税の引き上げを含む税制の抜本改革

提言内容	<ol style="list-style-type: none"><li>1 地方は、更なる行財政改革を進め、国民の理解を得る努力を行ふとともに、国は、地方と同様に行政改革を断行し、<b>税制抜本改革の実現に向けた環境を早期に整えること。</b></li><li>2 <b>社会保障と税の一体改革に当たっては、地方の意見を真摯に踏まえた改革を行うこと。</b></li></ol>
具体的な支障事例	<p>(1) 地方が主体的に施策を展開し、地方分権を実現していくためには財政基盤の安定が不可欠である。しかし、<b>現在の税制は、国税・地方税ともに法人税に過度に依存する構図となっており、財政を安定的に支える制度とは言い難い</b>状況である。</p> <p>一方、社会保障経費が今後確実に増加する状況下において、消費税等の増税は避けて通れないが、国・地方公共団体とも一層の行政改革を行い十分な実績を住民に示せなければ、増税への理解を得ることは不可能である。</p> <p>(2) 地方は年金以外の社会保障サービス全般を実施し、重要な役割を担っているにもかかわらず、国は地方の意見を十分に聞こうとせず、<b>国の財政健全化に偏重した改革</b>を実施しようとしている。</p>
実現により得られる効果、メリット	<p>① 国・都道府県が共に抱える財源不足に早期に対応することで、それぞれの<b>安定した財政運営</b>への道筋をつけることができる。</p> <p>② 少子高齢化や地方分権の進展の下で、住民が安心して暮らすことができる<b>社会保障サービスを支えるための確かな財源が確保</b>できる。</p>

## 提案内容個別シート

### 1 住民本位の社会保障サービスの確立 (3) 社会保障を支える地方の安定財源の確保

提言本文掲載ページ

P 7

#### 地方消費税の充実など地方の社会保障サービスを支える安定財源の確保

○社会保障サービスにおいて地方が果たしている重要な役割を踏まえ、地方の社会保障サービスを支える安定的な財源を確保。

提言内容	<p>1 地方単独事業を含めた社会保障全体の経費についての試算を行った上で、地方の果たしている重要な役割を踏まえ、偏在性の小さい地方消費税の充実や、消費税とリンクする地方交付税の拡充など、地方の社会保障サービスを支える<u>安定財源を確保すること</u>。          〈地方単独事業の具体例〉          定期予防接種費          乳幼児医療費助成          重度心身障害児（者）医療費助成          母子家庭等医療費助成          がん検診、妊婦・乳幼児健診費          保健所・市町村保健センター経費          公立保育所運営費 等</p> <p>2 地方が義務的に負担している社会保障関係の経費で<u>国が地方へ負担を転嫁しているものや交付税算入不足となっているものを直ちに解消すること</u>。          〈具体例〉          特定疾患治療研究費          生活保護費          公立病院事業繰出          小児慢性特定疾患治療研究費          肝炎治療特別促進事業 等</p>
具体的な支障事例	<p>(1) 財政状況の厳しい中、地方独自の負担となっているため、<u>自治体間で格差</u>が生じている。</p> <p>(2) 財政状況の厳しい中、地方の超過負担となっているため、<u>地方財政に大きな負担</u>を与えている。</p>
実現により得られる効果、メリット	<p>① 各自治体での財政基盤が安定するため、<u>地域に密着したサービス</u>が拡充される。</p> <p>② 各自治体で<u>健全な財政運営</u>ができる。</p>

## **2 地域の“底力”が發揮できる産業振興の推進**

## 提案内容個別シート

### 2 地域の“底力”が發揮できる産業振興の推進

#### (1) 中小企業支援施策等における二重行政の見直し等

提言本文掲載ページ

P 9

#### **地域の実情に応じた施策展開のための中小企業支援施策等に係る事業の権限及び財源の移譲**

○中小企業支援等に係る二重行政を排除し、地域の実情に即した施策は都道府県で一体的に実施できるよう、国の出先機関が行う事業について、以下のとおり見直す。

提言内容	<p>1 <u>中小企業の海外販路開拓支援施策等の役割・財源を都道府県に移譲すること。</u></p> <p>2 <u>農商工等連携促進法に基づく事業計画の認定及び補助金交付の権限・財源を都道府県に移譲すること。</u></p> <p>3 <u>地域産業資源活用事業計画の認定及び補助金交付の権限・財源を都道府県に移譲すること。</u></p> <p>4 <u>中心市街地・商店街活性化支援における計画の認定及び補助金交付の権限・財源を都道府県に移譲すること。</u></p> <p>5 <u>エネルギー関連交付金事業における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲すること。</u></p>
具体的な支障事例	<p>(1) 地方経済産業局が行っている中小企業支援について、<u>県や県が出資する財団等の支援機関の事業と重複</u>するものが多く、特に海外市場開拓支援業務については県等の事業の財源を提供する役割に止まっていると思われるものがある。</p> <p>(2) 国の事業計画認定においては、<u>地域性や事業者のニーズ等を考慮することなく全国一律に</u>、第三者評価が可能な程度まで新商品等の開発が進んでいることなどを要件としていることから、<u>事業者等が申請を断念するケースが散見</u>される。</p> <p>(3) <u>国による全国一律の制度設計、国の事情による硬直的な運用</u>がなされるため、<u>中小企業者にとって使いにくいもの</u>となっている。</p> <p>(4) 地方経済産業局が実施する施策は、<u>全国一律の制度設計</u>で、各地域の実態を十分に把握できないまま運用されるケースもあり、<u>県内商店街関係者にとって使いにくいもの</u>となっている。</p> <p>(5) 現行は、補助金適正化法の制度の範疇の中で実施せざるを得ず、<u>膨大な国への申請処理</u>があり、また<u>採択事業が限定</u>されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の<u>変更手続に柔軟性を欠く</u>など、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。</p>
実現により得られる効果、メリット	<p>① <u>地域の実情に応じた柔軟な運用による支援や県独自の施策と連携した一體的な企業支援が実施できる。</u></p> <p>② <u>煩雑な事務手続きが軽減され、使い勝手のよい制度</u>となる。</p>

## 提案内容個別シート

### 2 地域の“底力”が發揮できる産業振興の推進

#### (1) 中小企業支援施策等における二重行政の見直し等

提言本文掲載ページ

P 9

#### 地域の実情に応じた事業支援のためのいわゆる「空飛ぶ補助金」の廃止と一括交付金化

○地域の産業振興を目的とした事業は、都道府県を経由することにより、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県が実施する事業との連携を図り、地方の実情に応じた事業実施が可能となるよう、いわゆる「空飛ぶ補助金」を廃止し、一括交付金化する。

提言内容	地域の産業振興を目的とした事業は、都道府県を経由することにより、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県が実施する事業との連携を図り、地方の実情に応じた事業実施が可能となるよう、 <u>いわゆる「空飛ぶ補助金」を廃止し、一括交付金化</u> すること。
具体的な支障事例	都道府県ではなく、関連団体等を新たに補助執行者と位置付けたことにより、次のようなデメリットが生じている。 ・ノウハウ不足に起因する事業執行上のトラブル ・当該補助事業に前後する支援方策との連続性の断絶
実現により得られる効果、メリット	・地方の実情に応じた事業実施が可能となる。 ・県の他の各施策と連携することにより、新分野への進出等、手広い支援が可能となる。 ・補助事業後においても地域に密着した継続的な支援が可能となり、県民（県内事業者）にとってメリットが大きい。 ・補助事業の申請から決定までの時間が短縮でき、事業者の負担軽減につながる。

## 提案内容個別シート

### 2 地域の“底力”が發揮できる産業振興の推進

#### (1) 中小企業支援施策等における二重行政の見直し等

提言本文掲載ページ

P 9

#### 地域経済団体の一体的な取組みを促進するための商工会議所と商工会の合併に向けた法整備

○地域経済団体が、一体的なまちづくりや地域活性化等における様々な問題に対応していくためにも、商工会議所と商工会の合併について、手続面や税制面での軽減措置を含めた合併規定を新設する。

提言内容	地域経済団体が、一体的なまちづくりや地域活性化等における様々な問題に対応していくためにも、 <b>商工会議所と商工会の合併について、手続面や税制面での軽減措置を含めた合併規定を新設</b> すること。
具体的な支障事例	合併に関する法整備がなされていないために、両者が合併するには、どちらかの団体が解散しなければならず、 <b>手続きが煩雑</b> なことや、 <b>資産譲渡の際に軽減税率の適用にならないなどの不利益</b> を生じる。 (商工会議所同士、商工会同士の合併については、既に商工会議所法、商工会法が改正されており、整備済み)
実現により得られる効果、メリット	両団体の合併に向けた議論が活発化し <b>合併に向けた機運が高まる</b> とともに、合併した場合には、 <b>経営指導体制の強化</b> や <b>業務の効率化</b> 、 <b>自治体内の一体的な地域活性化</b> の取組みが期待できる。

## 提案内容個別シート

### 2 地域の“底力”が発揮できる産業振興の推進

#### (1) 中小企業支援施策等における二重行政の見直し等

提言本文掲載ページ

P 9

#### 地域の特性を活かした地域活性化のための工場立地法に基づく緑地等確保に関する規制緩和

○県外企業の新規立地や既存企業の設備投資により、地域活性化を図るため、工場立地法による緑地等確保に関する規制について、各自治体の特性に応じた生産施設面積率、緑地率及び環境施設面積率を定めることができることとする。

提言内容	県外企業の新規立地や既存企業の設備投資により、地域活性化を図るため、 <u>工場立地法による緑地等確保に関する規制</u> について、 <u>各自治体の特性に応じた生産施設面積率、緑地率及び環境施設面積率を定める</u> ことができることとすること。
具体的な支障事例	工場立地法では、一定規模以上の工場立地については、生産施設面積の割合が制限されるとともに、緑地及び環境施設の確保が義務付けられている。 このうち緑地及び環境施設面積については、都道府県が地域準則を設けたり、市町村が企業立地促進法に基づく条例を制定することで、ある程度緩和が可能であるが、国の告示で緩和率の下限や緩和対象地域が定められており、 <u>山がちで工場適地が少ない本県においては、県外企業の新規立地や、既存企業の設備投資を妨げる</u> 大きな要因となっている。
実現により得られる効果、メリット	国内における <u>設備投資が促進</u> され、それに伴う <u>雇用創出等により、地域の活性化</u> が図られる。

## 提案内容個別シート

### 2 地域の“底力”が発揮できる産業振興の推進

#### (2) 農林水産業の振興を図るための国の関与・規制の見直し

提言本文掲載ページ

P 10

#### 地域の実情に応じた事業実施のための野菜価格安定事業の要件弾力化

- 中山間地域や条件不利地域の野菜産地に適応した独自の制度設計による価格保証が行えるよう、出荷時期、区分に係る国の一<sup>レ</sup>の要件を弾力化する。

提言内容	<p>野菜生産出荷安定法施行令第一条で定められた、<u>野菜の種類ごとに定められた出荷時期による区分を見直し、地域の実情に応じた出荷時期による区分設定を可能にし</u>、生産者の努力が報われるようとする。 <u>近年の気候変動による出荷時期のずれ等に対応した区分の設定を地域で可能にすることで</u>、野菜の安定供給産地として位置づける。</p>
具体的な支障事例	<p>指定野菜の産地区分については、野菜生産出荷安定法施行令第一条で定められた、種類ごとに定められた出荷時期により区分されているが、国要件の判断となる産地の出荷量や作型については、原則春、夏、秋、冬の4季節区分に区分されることから、季節をまたがる場合は、主な作型と主たる出荷時期に含まれる野菜生産出荷統計が利用されるため、<u>出荷期間の延長を図っている作型については、主たる作型以外の出荷量が統計に含まれることとなり、産地要件割れ等を理由に指定産地の維持ができなくなること</u>がある。</p>
実現により得られる効果、メリット	<p>地域の立地条件や気象条件に適した<u>独自性を有する野菜産地拡大維持を図</u>ることができる。</p>

## 提案内容個別シート

### 2 地域の“底力”が発揮できる産業振興の推進

#### (2) 農林水産業の振興を図るための国の関与・規制の見直し

提言本文掲載ページ

P 10

#### 中小企業者の農林漁業参入促進のため中小企業信用保証制度の対象業種に農林漁業を追加

○建設業等の農林漁業以外の中小企業者が農林漁業に参入する際に、円滑な資金調達をしやすくするため、中小企業信用保証制度の対象に、農林漁業に新規に取り組む中小企業者を含めることにより、中小企業向け制度融資の活用を可能にする。

提言内容	建設業等の農林漁業以外の中小企業者が農林漁業に参入する際に、円滑な資金調達をしやすくするため、 <b>中小企業信用保証制度の対象に、農林漁業に新規に取り組む中小企業者を含め</b> 、中小企業向け制度融資の活用を可能にすること。
具体的な支障事例	建設投資の大幅な減少に対応した経営力を持つため、新規事業に取り組む建設業者が増加しており、農林業がその有力な候補のひとつとなっている。 県では、平成18年度から新分野進出に取り組む建設業者を対象とした制度融資を創設し、建設業者の取り組みを支援しているが、 <b>進出先が農林業の場合、制度融資を利用する際に必須となる信用保証協会の保証が得られない</b> ため、当該制度融資の活用ができず、 <b>新分野進出の妨げ</b> となっている。
実現により得られる効果、メリット	・農林漁業への新規参入の促進を図ることができる。 ・その結果として、 <b>一次産業の維持や国土保全</b> が期待できる。

## 提案内容個別シート

### 2 地域の“底力”が發揮できる産業振興の推進

#### (2) 農林水産業の振興を図るための国の関与・規制の見直し

提言本文掲載ページ

P 10

#### 国の側から都道府県に対して総合農協に対する国の検査を要請するよう促す運用の廃止

○二重行政排除のため、本来都道府県が必要に応じて要請することとなっている総合農協に対する国の検査について、国の側から都道府県に対して、国に検査を要請するよう定例的に促している運用実態を見直す。

提言内容	<p>二重行政排除のため、本来都道府県が必要に応じて要請することとなっている総合農協に対する国の検査について、<u>国の側から都道府県に対して、国に検査を要請するよう定例的に促している運用実態を見直すこと</u>。</p>
具体的な支障事例	<p>要請検査は、都道府県が単独で検査することが困難であると判断した場合に、国に対して要請することにより実施されるものであるが、本県では、平成12年度から地方農政局の依頼により開始され、その実情は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・県が実施する検査は、地方農政局の金融検査マニュアルと同じものに基づき実施しており、制定後10余年の間に、<u>県の事務レベルも向上したことなどから、地方農政局が実施した検査内容とほとんど差がない</u>。</li><li>・<u>地方農政局の要請検査は</u>、検査対象が信用、共済事業に限られ、他の経済事業等の検査は依然として県が担当するなど、<u>総合農協の検査全般をカバーしているものではない</u>。</li><li>・農林水産省の「要請検査要領」には、地方農政局長は都道府県に対して検査の要請を計画的に行うよう促すものとされており、定期的な地方農政局の依頼に応じ、都道府県が要請していたが、23年5月13日付で「2者要請検査要領」の一部が改正され、「計画的に行うよう促すものとする」との規定は削除された。しかし、12年度の2者要請検査の開始以来、国から定期的な依頼を受けていることから、根拠となる規定が削除されたとしても、国から事実上の要請が引き続き行われる可能性がある。</li></ul>
実現により得られる効果、メリット	<p><u>検査業務を円滑に実施するとともに、二重行政を排除</u>することができる。</p>

## 提案内容個別シート

### 2 地域の“底力”が發揮できる産業振興の推進

#### (2) 農林水産業の振興を図るための国の関与・規制の見直し

提言本文掲載ページ

P 10

地域の実情に即した農業者支援のための農業制度資金の貸付条件の緩和	
○農業制度資金の対象者の範囲拡大による農業者支援のため、日本政策金融公庫資金における貸付基準で示されている年齢要件については、県が国等と協議し、別の年齢要件を定めることが可能となる手続規定を設けるなど、地域の実態に応じた農業制度資金の運用が図られるよう制度を見直す。	
提言内容	「農業改良資金」、「経営体育成強化資金」などの日本政策金融公庫資金について、貸付基準で一般農業者個人で後継者がいない場合、 <u>60歳の年齢制限が設けられているが、県が国等と協議し、別の年齢要件を定めることが可能となる手続規定を設けるなど、地域の実態に応じた、農業制度資金の運用が図られるよう制度を見直すこと。</u>
具体的な支障事例	近年、農業就業者の平均年齢は、高齢化が進んでおり、65歳を超えて農業を営んでいる者も多数存在するが、日本政策金融公庫資金によつては、一般農業者個人で後継者がいない場合、 <u>60歳の年齢制限があるため借入を断念、若しくは認定農業者等の認定を受けるなどの手続を経なければ資金の利用ができない。</u> (ただし、経営体育成強化資金など貸付対象者に認定農業者を含まない資金あり。)
実現により得られる効果、メリット	対象者の範囲を広げることにより、 <u>農業者にとって資金の選択肢が多くなり、農業制度資金がより利用しやすいものとなる。</u>

## 提案内容個別シート

### 2 地域の“底力”が發揮できる産業振興の推進

#### (2) 農林水産業の振興を図るための国の関与・規制の見直し

提言本文掲載ページ

P 10

#### 多様な農業担い手確保のための農業生産法人設立要件の緩和

○個人及び法人の農業への参入を促進するため、農業生産法人を設立する場合において、農業者の意見を法人経営に十分に反映させる仕組みを前提に、農業者以外の者からの出資割合制限を緩和する。

提言内容	個人及び法人の農業への参入を促進するため、 <b>農業生産法人を設立する場合</b> において、農業者の意見を法人経営に十分に反映させる仕組みを前提に、 <b>農業者以外の者からの出資割合制限を緩和すること。</b>
具体的な支障事例	一般の企業が農業に参入しようとする場合、現状では農地は貸借のみとなっている。農地を所有するためには農業生産法人になる必要があるが、農業者以外の者の出資割合が1/4以下（認定農業者等の要件を満たした場合に1/2未満）に制限されているため、 <b>農業生産法人が投資をする際の資金調達に支障</b> をきたしており、 <b>企業の農業参入が進まない要因</b> となっている。
実現により得られる効果、メリット	<b>農業生産法人の資本の増強や企業の農業参入の拡大</b> が期待できることから、 <b>多様な農業の担い手の確保</b> につながる。